西尾市デジタルクーポン『にしお得一ポン』

参加店舗募集要項

1. 事業内容	西尾市 LINE 公式アカウントの友だち登録者が利用できる 300 円割
	引のデジタルクーポン 5 枚を実施期間に発行。
2. 実施期間【クーポン取得・利用可能期間】	第1弾:令和6年6月1日(土)~15日(土)
	第2弾:令和6年7月1日(月)~15日(月)
	第3弾:令和6年8月1日(木)~15日(木)
	※ 各実施期間の毎月1日がクーポン発行日
	※ 予算に達し次第、実施期間中でも終了となります。
3. クーポンの利用条件	・クーポンは下記の条件で利用が可能。
	クーポン1枚利用の場合は、1,000円(税込)以上の会計で利用可能
	クーポン2枚利用の場合は、2,000円(税込)以上の会計で利用可能
	クーポン3枚利用の場合は、3,000円(税込)以上の会計で利用可能
	クーポン4枚利用の場合は、4,000円(税込)以上の会計で利用可能
	クーポン 5 枚利用の場合は、5,000 円(税込)以上の会計で利用可能
	以下①②のいずれにも該当する店舗
4.参加条件	①市内に所在する店舗
	②個人事業主、中小企業者等であること
	※複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってくださ
	U1°
	※中小企業者等は、別表1又は別表2のいずれかに該当する者をいい
	ます。
F + C+ X+ X 7 / L 1 / m	ポスター、ステッカー、二次元コード、マニュアル、案内のぼり
5. 店舗配付物 	※ポスター、ステッカー、二次元コードを必ず掲出してください。
	①土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
	②公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育
6 2 ポンの利用対象	料等)
6. クーポンの利用対象 とならないもの	③ 国税、地方税等の公租公課
	④有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プ
	リペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
	⑤現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払

	⑥事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛
	金、未払金等の支払
	⑦ たばこ(電子たばこを含む。)
	⑧ 保険診療による診療及び処方薬
	⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律
	第122号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提
	供される役務
	⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
	⑪その他、市が不適当と認めるもの
7. クーポン利用額の振	・各実施期間終了後、西尾市がクーポン利用実績を確認し、クーポン
	利用額を振込みます。
	※振込時期目安 第1弾:7月20日頃
	第 2 弾:8 月 20 日頃
	第 3 弾:9 月 20 日頃
込	・店舗は手続き不要です。店舗用の管理画面がありますので、クーポ
	ン利用額を都度確認してください。
	※振込口座情報に不備があった場合は、振込時期に間に合わないこと
	があります。
8. 手数料	参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに無料です。
	令和6年4月15日(月)~5月17日(金)
9. 募集期間	令和6年4月15日(月)~5月17日(金) ※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。
9. 募集期間	
9.募集期間	
9.募集期間	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。
9. 募集期間	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。
9. 募集期間	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いませ
9. 募集期間	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。
	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱い
10. 誓約事項	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。
	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。 ④クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。
	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。 ④クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。 ⑤原則、クーポンの利用可能期間内(令和6年6月1日(土)~最
	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。 ④クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。 ⑤原則、クーポンの利用可能期間内(令和6年6月1日(土)~最大8月15日(木))は参加店舗として事業に参加します。
	※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。 ※登録には西尾市の審査があります。 ①市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。 ②商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。 ③クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。 ④クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。 ⑤原則、クーポンの利用可能期間内(令和6年6月1日(土)~最大8月15日(木))は参加店舗として事業に参加します。 ⑥クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むこ

	,
	⑧参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本
	事業の業務において公表することに同意します。
	⑨クーポンの取扱いに関し、西尾市から改善要請等があった場合は、
	それに従います。
	⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法
	律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗
	ではありません。
	⑪代表者及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
	律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、同条
	第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではあり
	ません。
	※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。
	原則、専用申込フォームから申込み。
	専用申込フォーム
11. 申込方法	https://sigma-jp.co.jp/nishiotocoupon/
	※WEB 申込ができない場合は、専用申込用紙(西尾市ホームページから
	ダウンロード可)にご記入の上、FAX(0563-57-1322)か、持参また
	は郵送で西尾市 産業部商工振興課へ提出。
	※用紙で申し込む場合は、WEB 申込と異なり、店舗写真など一部掲載で
	きない情報がありますので予めご了承ください。
12. 問い合わせ先	西尾市デジタルクーポン『にしお得―ポン』事務局
	TEL 0120-949-493
	時間:9:00 ~ 17:00
	期間:令和6年4月1日~8月31日(土日祝含む)

別表 1 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する会社及び個人 左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

業種分類	要件
製造業,建設業,運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が3
	00人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が1
	00人以下の会社及び個人事業主
サービス業(ソフトウェア業,情報処	資本金の額又は出資の総額が5千万円以
理サービス業及び旅館業を除く。)	下の会社又は常時使用する従業員の数が
	100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以
	下の会社又は常時使用する従業員の数が
	50人以下の会社及び個人事業主
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用	資本金の額又は出資の総額が3億円以下
タイヤ及びチューブ製造業並びに工	の会社又は常時使用する従業員の数が9
場用ベルト製造業を除く。)	00人以下の会社及び個人事業主
ソフトウェア業, 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が3
	00人以下の会社及び個人事業主
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以
	下の会社又は常時使用する従業員の数が
	200人以下の会社及び個人事業主
その他業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が3
	00人以下の会社及び個人事業主

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。

別表 2 左欄に掲げる法人であって,同表の右欄に掲げる要件に該当する者

法人	要件
医療法人, 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
商工会議所、商工会	常時使用する従業員の数が100人以下の者
中小企業支援法(昭和38年法律	その主たる業種について別表第1の左欄に掲
第147号)第2条第1項第4号	げる業種分類の区分に応じ, 同表の右欄に定
に規定する中小企業団体小企業団	める常時使用する従業員の数以下の者
体	
特別の法律によって設立された組	その主たる業種について別表第1の左欄に掲
合又はその連合会	げる業種分類の区分に応じ, 同表の右欄に定
	める常時使用する従業員の数以下の者
一般財団法人,公益財団法人,一般	その主たる業種について別表第1の左欄に掲
社団法人, 公益社団法人	げる業種分類の区分に応じ, 同表の右欄に定
	める常時使用する従業員の数以下の者
特定非営利活動法人	その主たる業種について別表第1の左欄に掲
	げる業種分類の区分に応じ, 同表の右欄に定
	める常時使用する従業員の数以下の者

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。